

地域計画の策定について

目的	地域の農業者等の話し合いにより、目指すべき将来（概ね10年後）の農地利用のあり方を明確化することで、地域農業の維持・発展を図る。
根拠法	農業経営基盤強化促進法 （令和4年5月の法改正により「地域計画」の作成が法定化）
策定期限	令和7年3月末まで
対象区域	農業振興地域内の農用地区域（いわゆる青地）
策定数	33地区 ※行政区とは異なる。 芹田・古牧地区は農振農用地が無いため 「地域農業の将来の在り方」のみ策定。
期待される効果	農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業（農地バンク）を活用した農地の集積・集約化など農地利用の最適化が進む。
策定後の影響	地域計画への農業を担う者としての位置付けが、各種支援・補助の要件となっている制度がある。 区域内農地の転用には、農振除外に加え、あらかじめ地域計画除外が必要となる。
これまでの経緯	H24～「人・農地プラン」 ・中心経営体を明確化 R2～「人・農地プラン」の実質化 ・アンケート調査等実施 R7～ 「地域計画」
推進体制	関係機関（農業政策課、農業委員会、JA、農業公社、土地改良区、県）が連携し一体となって策定から実行まで推進する。 ※農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の2

地域計画

地域農業の将来の在り方

- ・ 地域の農業の進む方向
(特産の〇〇をもっと増やしたらどうか など)
- ・ 農用地の集積・集約化の方針
- ・ 多様な経営体の確保・育成の方針
など



目標地図

1筆ごとに10年後の予定耕作者を示した地図

国のマニュアルでは、当初は調整の整った範囲での対応とし、農業者の意向等を踏まえ、徐々に完成度を高めていくこととされている。
市では、R2の実質化アンケートに基づき、「現耕作者が耕作」（青）と「今後検討等」（赤）の2色で示し、今後精度を高めていく予定。

協議の場

農業者、関係機関等による将来の農地利用のあり方等についての話し合いを実施。
※市内33地区で計112回、延べ1,973名が参加。

若穂綿内地区



地域課題等をワークショップ形式で話し合い

大岡地区



担い手確保が困難な中山間地域の実情を共有

令和5年度

令和6年度

令和7年度

関係機関との協議

地区ごとに
協議の場※の設置

農閑期中心

R6.8

協議結果の取りまとめ・公表

R6.10

関係者からの意見聴取

(農業委員会・中間管理機構・農協・土地改良区等)

R7.1

部長会議

R7.2

地域計画(案) 公告・縦覧
(2週間)

R7.3

地域計画策定・公告

地域計画を実現
するため実行

今後も、随時、計画
変更(公告・縦覧)し、
精度を高めていく

進捗管理
随時更新
(ブラッシュアップ)